

平成22年度 第1回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成22年7月12日(月) 10:00~12:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
根本 賀章 会長 出席	平井 俊介 委員 出席
田原 緑 副会長 出席	田中 菊江 委員 出席
秋本 久次 委員 出席	岡庭 武利 委員 出席
荒井 英理子 委員 出席	
事務局	馬場課長 妹尾主幹兼係長 藤井係長 荒木主任 高橋主事 坂本主事
担当課 案件提出課	市民税課 浅井主幹兼係長、長寿いきがい課 大熊係長、障がい福祉課 鈴木社会福祉主事、ふくし総合相談室 森主幹兼係長 稲舂主査 三浦係長、 開発指導課 長谷川主任技師、人事課 木原係長 中本主任
1	開会 事務局馬場課長から開会宣言 10:00開会 会長あいさつ
2	前回の会議録の署名 根本会長、田中委員、秋本委員が署名
3	審議 (1) 諮問事項 ・諮問事項第1号~第22号について (2) 報告事項 ・報告事項第1号について
4	その他の報告事項 (1) 外部委託先立入調査について
5	事務連絡事項
6	閉会

(会長挨拶)

3 審議

(1) 諮問事項 諮問第1号から諮問第22号まで事務局から概要説明
質疑

田原副会長： 諮問第5号から第18号の諮問事項について、ふくし総合相談室と三郷市地域包括支援センターとの関係が分からないのですが。

森 主 幹： ふくし総合相談室には、総合相談を受ける総合相談係、地域包括支援センターの業務を担当する地域支援係、介護予防事業を担当する介護予防事業係の3係がございます。三郷市には5つの地域包括支援センターがございまして、現在、5つの地域包括支援センターを社会福祉法人と医療関係の法人に委託しており、それを取りまとめております。地域包括支援センターの主な業務は、65歳以上を中心とした高齢者に対して総合的な相談を行うことです。次に、高齢者の虐待予防・相談につきましても、地域支援係と地域包括支援センターが共同して対応いたします。また、介護認定において要支援認定と出た方のケアプランを行い、要支援認定の方が要介護状態にならないように介護サービスを提供して支援する業務と、高齢者がどんな状態であっても継続した支援を受けられるようなサービスを展開する為の、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行います。以上4つの業務を地域包括支援センターは介護保険法に基づいて行います。

田原副会長： 市として行うべき事業を三郷市地域包括支援センターに委託し、その委託する先が社会福祉法人等であるという理解でよろしいでしょうか。

事 務 局： 介護保険法に基づきまして、地域支援包括支援センターを置くことになっております。それは、市の直営もしくは社会福祉法人等に委託をする形になっております。昨年度までにつきましては、三郷市でも市営の地域包括支援センターを置いていたのですが、組織の変更により市営を廃し、市は、地域包括支援センターの業務につきましては、5つの地域に分けて各社会福祉法人等に委託をして、市の担当部署は取りまとめ役という形にな

っております。

根 本 会 長： 諮問第11号からの介護予防事業で一般高齢者と特定高齢者とは分かれているのですが、この言葉の定義を説明をお願いします。

三 浦 係 長： 一般高齢者は、65歳以上で要介護認定を受けていない方です。

特定高齢者は、ご本人様に「転倒に不安がある。」「自身でお金を管理することが難しい。」等の25の質問をした日常生活の基本チェックリストを実施しまして、多くの項目に該当する方に対して、特定健診を行い、チェックリストと特定健診の結果を合わせて、介護認定を受ける可能性の高い高齢者を特定高齢者と定義しまして、介護の予防を実施いたします。

根 本 会 長： 特定高齢者というのは、要介護認定を受ける前的高齢者ということでしょうか。

三 浦 係 長： はい、要介護認定を受けることにならないよう予防を行うために、特定高齢者と定義し、事業を行うものです。

秋 本 委 員： 言葉の意味が分からないので、その点についてお聞きします。諮問第2号の救急医療情報キットがどのようなものであるのか。また、そのキットが配布される対象の高齢者はおよそ何人いるのか。諮問第3号の子ども発達支援センターとありますが、対象となる障がいの内容や障がいの範囲はどのくらいか。また、諮問第10号のキャラバンメイトの言葉の意味の説明をお願いします。

大 熊 係 長： 救急医療情報キットは、プラスチックの筒状の容器で出来ておりまして、対象となるのは65歳以上の一人暮らしの高齢者で、ご希望の方のみとなります。およそ何人が利用しているかという質問ですが、今年の民生委員による一人暮らし調査によりますと、およそ1500人程度です。このキットは、自分で管理するものです。また、中身に掛かり付け医療機関等の情報を入れ、冷蔵庫に保管します。冷蔵庫にはシールを貼り、外からわかるようになっておりますので、意思の疎通ができない状態のような緊急時には、救急隊が保管してある情報を確認して、その方のお名前や生年月日、掛かり付けの医療機関が分かるというものです。今回キットの配布にあたり、ご本人様から、住所、氏名、生年月日、電話番号をいただくこととなりますので、今回諮問させていただきました。あくまで、掛かりつけ

医療機関等の情報は自分で管理することになります。

鈴木社会福祉主事： 子ども発達支援センターが出来た経緯としまして、今まで障がい福祉課では、障がいのある子供に療育手帳を発行し支援をしていましたが、療育手帳を取得するほどではないが、若干発達に遅れが見られる可能性のある子どもについての相談窓口というものが今までなかったために設立したものです。

事務局： 今のお話でもわかりますように、発達に心配のある18歳未満のお子様を早期に見つけ、必要な福祉的ケアをするための機関です。相談事業ですので、お名前をお聞きする、場合によっては別の機関をご紹介することもございますので、情報の登録が必要となりました。

秋本委員： 関連して質問よろしいでしょうか。障がいの範囲はどの程度でしょうか。

鈴木社会福祉主事： 身体の障がい以外はすべて含まれます。

森主幹： キャラバンメイトの説明をさせていただきます。認知症高齢者が生活しやすい地域を作るための研修会、認知症サポーター養成講座の講師役をキャラバンメイトと呼びます。この認知症サポーター養成講座というものは国を挙げての事業でして、キャラバンメイトという資格を持った方が地域で公民館等を借りて10人から20人程度の市民の方を集めて認知症の方を理解するための1時間半程度の講習を行う勉強会です。キャラバンメイトになるには、県や市町村の講習会を修了しなければなりません。

秋本委員： ありがとうございます。次に内容に関する質問ですが、諮問第3号で子ども発達支援センターの収集する情報に成績や評価状況があるのですが、そういったものの収集については、本人ないし保護者から情報を収集するという点でよろしいでしょうか。学校の成績等は、学校から提供を受ける場合は、本人以外収集ではないかと疑問に思ったのですが。

鈴木社会福祉主事： 学校から直接いただくのではなく、保護者様から直接資料をいただくという形になります。発達が遅いという場合、成績が悪いというだけではなく、なかなか社会に溶け込めないといったことも発達障がいにあたります。そこで、原因を知る上で学校の成績も見せていただいたうえでの相談となります。

秋本委員： 諮問第7号について質問なのですが、個人情報収集の対象が市内の65

歳以上の高齢者及び要介護認定を受けている方となっておりますが、これは市内の全ての高齢者が対象ということでしょうか。

森 主 幹： この情報収集は、相談された方のみが対象となります。

平 井 委 員： 諮問第4号と第6号についての質問なのですが、委託先が社会福祉法人及び医療財団法人等と書かれているのですが、この「等」のなかには他にどのようなものが含まれますか。たくさんあり書ききれないのかもしれませんが、ここは明確に書かれた方が良いと思いますので、その理由も教えてください。それともう1つ質問ですが、ふくし総合相談室は長寿いきがい課の業務を一部引き継いでいるということで、今まで長寿いきがい課で行っていた業務については、どのような対応をしますか。

事 務 局： 長寿いきがい課から引き継いだ業務のご質問につきましては、引継ぎという形になっていきますので、長寿いきがい課では廃止となります。事務局宛てに廃止の届出もすでに提出されております。長寿いきがい課からふくし総合相談室に引き継ぐにあたりまして、内容の変更が若干ございましたので、新規登録扱いとさせていただきます。

森 主 幹： 地域包括支援センターの受託者は、現在のところ社会福祉法人と医療財団法人のみでございます。地域包括支援センターの設置に関しては、厚生労働省からは、社会福祉法人と医療財団法人の他に委託することができる能力がある団体という通知が出ていますので、「等」という表現をさせていただきます。

平 井 委 員： ありがとうございます。では、1つめの質問の「等」についてですが、このままの表現で良いのかという点はどのように判断されますか。

事 務 局： そちらの「等」につきましては、社会福祉法人と医療財団法人以外にも受託の資格もありますので、ここで2種類の法人に限定してしまいますと、今後、新たな団体が受け手となり、社会福祉法人、医療財団法人以外である場合、委託することができなくなるということが起こりえます。記録票では資格団体を全て表せませんので、「等」の表現はそのままに、介護保険法施行規則第140条の67という法律で限定されていると解釈していただければと思います。

平 井 委 員： 分かりました。ただ、社会福祉法人と医療財団法人以外の団体に委託す

る時に「等」を追加しても良いと思いました。2つめの質問の長寿いきがい課の業務の廃止については、今後、審議会に提出されるのですか。

事務局： 事業の廃止につきましては、事務局に届出のみの取扱いとなっていますので、審議会に提出する予定はございません。

田中委員： 子ども発達支援センターというものは、現在すでに市で始まっているのですか。また、障がい福祉課の中で設置するのでしょうか、それとも地域包括支援センターのように市内に設置するのでしょうか。

鈴木社会福祉主事： 現状では、相談者もそれほど多くないため、障がい福祉課内に子ども発達支援センターとして設置し相談を受けております。

事務局： 子ども発達支援センターは、名前がセンターということもあり会社のようなイメージを持たれますが、市で子ども発達支援センターという名前の事業を行っているというご理解をいただければと思います。子ども発達支援センターは、健康福祉会館の障がい福祉課の隣の部屋にスペースを設けて、そちらで相談を受けることになっております。

田中委員： 対応窓口は、障がい福祉課と子ども発達支援センターのどちらでしょうか。

事務局： 子ども発達支援センターに専属の職員を置いておりますので、障がい福祉課の窓口ではなく、子ども発達支援センターに直接足を運んでいただきまして、ご相談をしていただくことになります。

根本会長： 他に何か質問はございますか。無いようでしたら、諮問を承認することで異議なしと認め、承認することといたします。続いて、報告事項が1件ございますので、事務局から説明をお願いします。

(2) 報告事項 報告第1号について概要説明

質疑

根本会長： 報告事項について質問ございますか。無ければ報告を受理いたします。ここで質問をよろしいでしょうか。前回の審議会で個人情報登録票の下にある◎や■の凡例を作っていたきたいと申し上げたのですが、このこと

についていかがでしょうか。

事務局： 申し訳ございません。今回は準備が整いませんでしたので、次回までには必ず用意いたします。

田原副会長： 諮問を送っていただくときに一緒に添付していただけると、事前に目を通しておけますので、お願いできませんか。

事務局： わかりました。事前にお送りいたします資料に同封させていただきたいと思えます。

4 その他の報告事項

(1) 外部委託先立入調査について概要説明

質疑

根本会長： 今回の報告に対して何か質問はございますか。

岡庭委員： 16課55事業を対象とし、27事業について回答があったとありますが、これは55を対象として27しか回答が無かったのか、それとも55を対象とし、27を選択して回答をいただいたのかどちらでしょうか。

事務局： 今回の質問の趣旨といたしまして、回答のあった27事業以外の残りの事業の業務についてはどうだったかという内容になると思いますが、今回、回答がございませんでしたので、その業務につきましては、前回の報告までの時期にその年は担当課で調査を行っていなかったということになります。この点につきましても事務局の方で年一回以上調査を行い報告するようにしたいと思っております。

岡庭委員： わかりました。

根本会長： 他にご意見はございますか。

荒井委員： 厳しいようなのですが、資料に「大多数の委託業者において」とありますが、出来れば「全委託業者」というのが望ましいと思えます。個人情報規定を定めて、そのうえにマニュアルを作成している業者があり、また、プライバシーマークを取得する段階になると思うのですが、なるべくであれば業者を選ぶときにこれらが事前にあるか守れるかどうかを判断し、運営委託を決めていただければ「大多数」が「全部」になっていくと

思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： 委託事業の業務と業者ともに、大きなものから小さなものまで色々ございますので、一概に規程を作ってくださいと言い切れない部分があります。そのため、基本的には市と外部委託契約をするに際しましては、個人情報取扱いに関する仕様書というものを設けておりますので、その取り決めに周知徹底するという方法を取りたいと思っております。

田原副会長： 今回16課55事業を対象とされたということなのですが、全体を合計した課と事業数の数字はわかりますか。

事務局： 申し訳ございません。現在手元に資料が無いのでそちらは分かりませんが、対象となった16課55事業は、外部委託のなかでも立入調査をするのに業務内容的に向いているものでございます。例えば、毎年行っている業務で、比較的継続的に業務を行っていて、個人情報も取り扱っているような事業を対象とさせていただいております。また、立ち入り調査を行うことが出来る時期が限定されている事業もございまして、昨年の場合2月に調査を行おうとしたところ、すでに業務が完了して調査をすることが出来なかった例もございます。全体の事業数といたしましては、次回の審議会で報告させていただきたいと思っております。

岡庭委員： 関連した内容ですが、できましたら審議会のときに報告ということで、単年度契約あるいは継続委託といった分類で全体の外部委託件数が分かるものをお願いします。そして、場合によれば今後の対応の部分で年一回以上立入調査を実施するというものを難しいかもしれませんが、全ての事業に行うようにできませんか。

事務局： 外部委託の業務につきましては各課によって様々ございますので、年一回とさせていただきましたが、業務によっては間を置いて行ったほうが良いものもございますので、その点につきましては各課と話をしながら目安やルールを作っていくしたいと思います。次回の審議会までにルール等を作れるかは分かりませんが、順次行ってきたいと思います。

秋本委員： よろしいでしょうか。個人情報保護条例が作られて7年が経ち、初期と比べると諮問事項も少なくなりました。そのため、今後、機構改善や新規事業がなければ審議会での諮問事項が無くなるのではと思います。そこで、

これからの審議会は委託先の状況の管理や、どのような情報が守られているのか等を議題にしてみてもいいでしょうか。登録も重要ですが、今後は管理・運営が大事であり、私たちも関心が増えていくと思いますので、よろしくお願い致します。

根 本 会 長： 私からもよろしいでしょうか。立入調査の結果だけ報告をされましたが、実際の立入調査の方法はどのようなものでしょうか。例えば、アンケート形式で回答してもらうのか、担当と面談をして確認をしていくのか、あるいは委託先の業者から問題点の報告を受けて改善の提案・対策を考えるなどあると思うのですが、調査方法も情報と関連するものでしょうからまとめて報告していただきたいのですが。

事 務 局： 調査の方法といたしましては、各課で委託業務の内容によるチェックリストを作成いたしまして、それに基づいて抜き打ちで訪問しチェック項目の確認をしてくるなど、適宜各課のほうに任せておりました。今後、調査方法につきましては色々試行錯誤があると思いますので、検討していきたいと思います。

根 本 会 長： 結果として仕様書のとおりになっていましたという報告書を見ただけでは、実際に適正な管理をされているかがわかりませんので、よろしくをお願いします。

岡 庭 委 員： 今の質問と関連するのですが、この報告書をまとめるときにどのような資料に基づいて作成していますか。

事 務 局： 各課でチェックリスト形式で確認した項目、確認した内容についての報告事項等が書かれた資料をとりまとめて作成しております。

根 本 会 長： 立入調査の時間というのはどのくらいなのですか。

事 務 局： 時間は特に定めてはおりません。

岡 庭 委 員： 調査報告書なので何時から何時までという時間も必要だと思います。

根 本 会 長： そんなに頻繁に行うものではないので最低でも30分は時間を取り、現場の人の声も聞いて、情報の管理をより良くするためにはどうすれば良いかといった話し合いをしていただくのも良いと思います。

5 事務局連絡事項

事務局： 前回の審議会の折に今年度の審議会の日程についてご提案をさせていただいておりましたが、次回の審議会の日程につきましては、事務局の都合で申し訳ありませんが、10月25日（月）から10月18日（月）に変更をお願いできればと思っております。

根本会長： 事務局からの提案いかがでしょうか。よろしければ、次回の日程を10月18日（月）に変更いたします。その他に何かございますか。無いようでしたら審議회를終了いたします。

事務局： ご審議ありがとうございました。最後に副会長から閉会の言葉をお願いいたします。

田原副会長： みなさま、お疲れさまでした。以上をもちまして、平成22年度第1回三郷市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

署名欄	会長	根本 賀章
	署名委員	田原 緑
	署名委員	岡庭 武利